

令和6年度子育てのための施設等利用給付認定 (幼児教育・保育無償化)のための申請書及び現況調書の提出について

幼児教育・保育無償化のために必要な提出書類のご案内です。新入園児及び在籍児童それぞれ提出書類がありますのでご確認ください、ご提出願います。

1 提出期限

令和5年12月15日(金)までに、在籍(予定)の施設へ提出してください(提出が遅れる場合は、事前に施設へご連絡願います)。

なお、令和5年度末などに退園する場合(卒園児を除く)には、現況調書の提出は不要ですが別途手続きが必要な場合がありますので、在籍している施設及び利府町子ども支援課保育係(Tel 022-767-2196)に御連絡願います。

2 提出書類

No	必要書類	備考	チェック欄
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書	対象者 ① 令和6年度から第2号・第3号認定を希望する新入園児、現在認定を受けていない在園児童(申請) ② 現在、第2号・第3号認定を受けており令和6年度も継続して利用する児童(現況調書) ※妊娠・出産等で新2・3号認定期間が令和5年度末までの場合は不要です。	☐
②	保育が必要な状況を確認する書類	就労証明書等 (必要書類は裏面をご確認ください) ※令和5年10月以降提出分から、就労証明書の様式が変更となりましたのでご注意ください。	☐

3 留意事項

- (1) 申請書及び現況調書提出後、届出内容に変更があった場合には、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」にて変更内容を届出てください。(様式は各施設、子ども支援課の他、町ホームページにあります)
- (2) 油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください。(摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください)

裏面も御確認ください

○ 保育が必要な状況を確認する書類（第2号・第3号認定の場合）

就労証明書、看護（介護）状況申告書の用紙は、子ども支援課及び各施設で配布します。

保育を必要とする事由	証明書類	発行元	該当者
就労 ※内定含む	お勤めの方・・・就労証明書	勤務先	児童の保護者
	自営業の方・・・就労証明書及び開業届の写し または確定申告書の写し等	本人	
	農業の方・・・就労証明書及び耕作証明書	耕作証明書は 役場	
妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※手帳の表紙及び分娩予定日の記載があるページの写し	本人	
疾病・障害	診断書等 ※疾病等により保育ができない旨記載があるもの	医師	
介護等	看護（介護）状況申告書 看護（介護）を受ける方の診断書等及び看護（介護）計画書等	本人 医師	
就学	学生証の写し及びカリキュラム等	就学先	

- ※ 自営業の方も、就労証明書の「自営業」にチェックを入れて本人が作成してください。添付書類（開業届の写しまたは確定申告書の写し等）と共に提出願います。
- ※ 保育が必要な状況を確認する書類（就労証明書等）は、3か月以内（令和5年9月付けまで有効）に提出しており、現況調書提出時点で内容に変更がない場合は、提出不要です。また、**今回から就労証明書の様式が新様式となりますが、既に旧様式で証明を受けている場合は、そのまま旧様式のものを提出いただいて構いません。**
- ※ 兄弟姉妹で同時期に申請書及び現況調書を提出する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1組の提出で構いません。

お問い合わせ 利府町保健福祉部子ども支援課 電話 022-767-2196（保育係）